

令和 2 年 2 月 25 日 議会運営委員会 議事録
11時11分 開会

○出席委員 (6 人)

委員長 児玉 朋也

副委員長 和田 芳弘

委員 北地 範久、西村 一啓、網谷 芳孝、日城 究

議長 細川 雅子

副議長 寺岡 公章

○欠席委員 なし

○児玉委員長 定足数に達していますので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。
市長さんがお見えですので御挨拶をお願いします。

市長。

○入山市長 議会運営委員会開催ありがとうございます。よろしくお願い申し上げます。

○児玉委員長 それでは、議事日程に従いまして議事を進めていきたいと思います。

日程第 1、議案の取り扱いについてを議題といたします。

執行部から議案の概要について説明をお願いいたします。

総務部長。

○吉岡総務部長 よろしくお願いいたします。

3 月定例会に提案させていただきます議案でございますけれども、議案第 1 号から議案第 11 号までは、先ほどの議員全員協議会でも説明をさせていただきましたが、一般会計、それから特別会計、企業会計の予算案になります。当初予算の概要あるいは予算書等もお配りさせていただいておりますので、そちらをごらんいただければと思います。

議案第 12 号から令和 2 年 3 月大竹市議会定例会第 1 回議案の概要に基づきまして、御説明をさせていただきます。

初めに、議案第 12 号でございます。教育委員会委員の任命の同意についてでございます。教育委員会委員の畠中透氏が令和 2 年 3 月 14 日をもちまして任期満了となります。その後任といたしまして、小出哲義氏を任命することにつきまして、同意を求めるものでございます。小出氏の経歴につきましては補足資料を配付しておりますので、そちらのほうをごらんいただければと思います。

続きまして、議案第 13 号、市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についてでございます。市長等の賠償責任額から一部を免責することに関しまして必要な事項を定めるものでございます。主な内容でございますが、第 1 条で条例の趣旨を規定いたしまして、第 2 条で市長等が最低限負担しなければならない額の算定方法について規定しております。第 3 条では善意でかつ重大な過失がないときは、一部を免責することを規定しております。施行期日は令和 2 年 4 月 1 日としております。

次のページになります。

議案第14号、大竹市まちづくり基本構想等策定条例の制定についてでございます。まちづくり基本構想等につきましても先ほど議員全員協議会で説明させていただきましたけれども、こちらを策定するに当たりまして、その策定手続等に関する条例を制定するものでございます。条例の主な内容でございますが、第1条では条例の趣旨について。それから第2条では用語の定義について規定しております。第3条では、まちづくり基本構想の策定・変更に当たりまして、大竹市まちづくり基本構想策定審議会に諮問するといったことを規定しております。第4条では、こちらにつきまして議会の議決を経るということを規定しております。第5条では、まちづくり基本構想に基づいて基本計画、それから実施計画を策定するということを規定しております。第6条は、これらの公表についての規定でございます。第7条は、個別の行政分野における計画の策定・変更につきましては、まちづくり基本構想等と整合を図ることを定めております。また、附則第2項におきまして、まちづくり基本構想等策定審議会を附属機関に加えるということを規定しております。施行期日は公布の日としております。

次のページ、議案第15号、大竹市森林環境譲与税基金条例の制定についてでございます。森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が昨年3月に公布をされております。森林環境税につきましては平成6年度からの課税でございますけれども、これに先立って森林環境譲与税が交付をされるものでございます。こちらにつきましては使途が限定されるため、交付額に余剰があるときなど基金に積み立てて法定の経費の財源に充てるための基金を設置するというものでございます。第1条で基金の設置目的。第2条で積み立ての金額につきまして。それから第3条では保管方法。第4条につきましては繰替運用。第5条では処分する場合の使途を規定しております。第6条は運用益金の取り扱いについてでございます。施行期日は公布の日としております。

次のページでございます。

議案第16号、大竹市監査委員条例の一部改正についてでございます。地方自治法の一部改正に伴いまして、監査制度の充実・強化が図られておりますけれども、こちらに対応するための条例改正でございます。監査委員につきましては、みずから定めた監査基準に従って監査等を行わなければならないことが法定されておりますけれども、改めて条例のほうでも制定した上で条例を定めるもの、それから監査基準に定めるものを整理したということでございます。監査を行うときにする通知であるとか、請求があった場合に着手時期等につきまして規定しております。施行期日は令和2年4月1日としております。

続きまして、議案第17号、大竹市役所支所設置条例の一部改正についてでございます。大竹会館改築等事業に伴いまして、一時的ですけれども大竹支所の機能を大竹小学校屋内運動場に移転することとしております。このために条例の改正を行うものでございます。大竹支所の位置を現在の位置から小学校がございす白石2丁目1番1号に改めるという内容でございます。施行期日は令和2年8月31日としております。こちらが新たに業務を開始する日ということでございます。

次のページでございます。

議案第18号、職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正についてでございます。会計年

度任用職員制度が4月1日から始まりますけれども、地方公務員法第31号に基づきまして、任用時に服務の宣誓が必要となります。会計年度任用職員の任用形態というのは非常にさまざまでございますので、宣誓の方法につきまして別の定めをすることを追加をしております。施行期日は令和2年4月1日としております。

続きまして、議案第19号、一般職の職員の給与に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正でございます。地域手当の支給割合の上限を10%から20%に変更する内容のものでございます。施行期日は令和2年4月1日としております。

次のページになります。

議案第20号、大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございます。12月定例会で、会計年度任用職員制度についての議案の議決をいただいております。令和2年4月1日から施行する予定となっておりますけれども、規定等に追加が生じましたので条例の改正をさせていただくものでございます。主な内容でございますけれども、給与及び報酬を減じる場合の例外事項を規則で定めるようにする規定の追加でございます。それから、パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額の計算方法につきまして、フルタイム会計年度任用職員の場合と同様にするといったものでございます。その他字句の整理等も行っております。施行期日は令和2年4月1日としております。

続きまして、議案第21号、大竹市手数料条例の一部改正についてでございます。住民基本台帳法の一部改正によりまして、除票の写し等の交付については法定されております。こちらにつきまして交付手数料を200円に規定をするものでございます。施行期日は公布の日としております。

次のページ、議案第22号、大竹市漁港管理条例の一部改正についてです。漁港施設の有効活用を推進するために改正を行うものでございますが、占用許可に係る有効期間の上限を一月、工作物の設置を目的とする占用の場合には3年でございますけれども、こちらを10年に変更するというものでございます。施行期日は令和2年4月1日としております。

議案第23号、大竹市国民健康保険条例の一部改正についてです。国民健康保険法施行令の一部改正に伴いまして条例を改正するものでございます。主な改正内容でございますけれども、賦課限度額を定めておりますけれども、基礎賦課額に係る賦課限度額につきまして現行61万円を63万円に。それから、介護納付金分に係る賦課限度額につきまして、16万円を17万円にそれぞれ引き上げるものでございます。それから、軽減判定所得基準の引き上げもあわせて行っております。5割軽減につきまして、被保険者数乗じる金額を28万円から28万5,000円に引き上げまして、2割軽減にかかわるものにつきましては、被保険者数に乘じる金額を51万円から52万円にそれぞれ引き上げております。そのほか、保険料率の計算についての端数処理の方法を統一するための規定を設けております。施行期日は令和2年4月1日としております。令和2年度の保険料から適用するということとしております。

次のページになります。

議案第24号、大竹市公園条例の一部改正についてでございます。現在、晴海臨海公園の

シーサイドゾーンを整備中でございますけれども、こちらにデイキャンプ場を整備いたします。こちらについて使用料を設定するものでございます。使用料につきまして、1区画1回につき1,600円としております。施行期日は供用を開始いたします令和2年4月25日としております。

続きまして、議案第25号、大竹市営住宅設置及び管理条例及び大竹市特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正についてでございます。市営住宅の住宅入居手続等に関しまして、改正を行うものでございます。両条例とも同様の内容でございますけれども、一つは連帯保証人を要しないこととするための規定でございます。そのほか、敷金を債務の弁済に充てることができることを規定するもの。それから、修繕費用の負担についての規定を整理しております。また、民法の改正により遅延損害金にかかわる法定利率が変動する仕組みに変更されたことに伴いまして、法定利率の政令変更をしております。その他、条項ずれ等、字句の整理を行っております。施行期日につきましては、令和2年4月1日としております。

次のページでございます。

議案第26号、大竹市水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてでございます。地方自治法の一部改正に伴いまして、条ずれが生じておりますので、その改正を行うものでございます。施行期日は令和2年4月1日としております。

続きまして、議案第27号、昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の廃止についてでございます。この条例につきましては、既に条例の目的を達しておりまして、一定の期限が経過をしており、残しておく必要がないと判断いたしまして条例を廃止するものでございます。施行期日は公布の日としております。ただし、懲戒免除等の効力につきましては、この条例の廃止後もなお効力を有することとしております。

次のページになります。

議案第28号から議案第30号は、指定管理者の指定に関する議案でございます。議案第28号は、大竹市コミュニティサロンの指定管理者の指定についてでございます。指定管理者につきまして、コミュニティサロン元町につきましては、公益社団法人大竹市シルバー人材センターを、それからコミュニティサロン栄町につきましては小島地区自治会連合会を、そして、コミュニティサロン玖波につきましてはコミュニティサロン玖波管理運営委員会をそれぞれ指定管理者として指定するものでございます。指定期間はいずれも令和2年4月1日から令和5年3月31日までとしております。

議案第29号は、大竹市地区集会所の指定管理者の指定についてでございます。松ケ原集会所の指定管理者でございますが、松ケ原自治会を指定するものでございます。指定期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までとしております。

議案第30号は、大竹市漁業共同利用施設の指定管理者の指定についてでございます。阿多田かき殻一時堆積場の指定管理者を指定するものでございます。指定管理者は阿多田島漁業協同組合、指定期間は令和2年4月1日から令和7年3月31日までとしております。

次のページは、議案第31号、市道路線の廃止及び認定についてでございます。市道を廃止する路線、認定する路線、それぞれ記載をさせていただいておりますが、個別に説明をさせていただきますと、路線番号の108番と201番、それから認定のほうの1163番でございます。駅前油見線、それから駅小島新開線、新町西栄線、いずれも大竹駅周辺整備事業にかかわるものでございます。駅前油見線、駅小島新開線につきましては、駅前ロータリー等も含めて区番が変わりますので廃止をし、新たに認定をするものでございます。新町西栄線につきましては、自由通路部分の新路線でございます。次の1164番から1168番までは、宅地開発により生じた道路を市道路線として認定するものでございます。開発によってできた道路が市に帰属されておりますので、そちらにつきまして市道路線とするものでございます。1165番から1168番の4件につきましては、過去に行われた宅地開発によるものを新たに認定するものでございます。それから、次のページ路線番号2149番、御園10号線でございます。こちらは市営住宅御園2号と3号のアパートの解体に伴いまして、その敷地内の道路を市道として認定するものでございます。最後に、路線番号3009番、玖波9号線でございます。過去に行われました道路整備事業によりまして道路形状等が変わっておりますので一旦廃止し、改めて認定をするというものでございます。

13ページからになりますが、議案第32号、令和元年度大竹市一般会計補正予算（第4号）でございます。このたびの一般会計の補正でございますけれども、歳入歳出予算、それから継続費、繰越明許費、債務負担行為、地方債の補正を行っております。

初めに、歳入歳出予算の補正でございますけれども、現計予算額に3億3,131万円を追加いたしまして、予算総額を160億3,958万9,000円とするものでございます。補正予算の内容でございますけれども、次のページの歳出のほうからごらんいただければと思います。金額の大きいものを主なものを幾つか御説明させていただきます。初めに、一番目に書いてございますふるさと納税促進事業でございます。こちらでございますが、12月にふるさと納税につきましては1億円の追加をしておりますけれども、これにさらに8,000万円を追加いたすものでございます。総額は3億8,000万円になります。歳入の14番目にふるさと納税寄附金8,000万円が入っております。今後さらにふえる見込みを考慮いたしまして8,000万円を計上し、ふるさと納税促進事業といたしましては2分の1を積み立てに、2分の1は経費等の中身となっております。

それから、歳出の2番目でございます。旧穂仁原小学校プール撤去等工事でございます。1,200万円を計上させていただきます。国道の186号線の拡幅に伴いまして、県におきまして用地の買収等が行われることに伴いまして、プールを撤去するものでございます。

歳入につきましては、歳入の中ほどの13番目のところに土地売却収入がございます。3,111万8,000円の減額となっておりますけれども、このうちに610万4,000円が穂仁原小学校、また、増額として土地売却収入となります。それから、5つ下に旧穂仁原小学校物件移転補償費843万2,000円ございます。こちらは財源というふうになろうかと思います。

再び歳出のほうですが、歳出の上から7番目に、健やか安心基金積立金3,374万円ございます。こちらは、その下に道路・橋りょう新設、改良事業が3,200万円の減額でございますけれども、このうちの3,000万円が元町木野線の改良事業でございます。

それから、下から 3 番目に、晴海臨海公園整備事業400万円減額というのがございます。こちらいずれも再編交付金を充当して行う予定としてきた事業でございますけれども、事業の執行の見込みがないということで、変更になったということで再編交付金の残額をこちらに充当して積み立てをしようというものでございます。

それから、9 番目、11 番目、12 番目に県営事業負担金がございます。こちらは県の事業の執行見込みにあわせて減額をするものでございます。歳入には地方債がございますが、こちらの減額をしております。

それから、10 番目に平原川河川改良工事がございます。こちらは地権者等の調整等で用地買収ができており、工事に着手できてないということで減額をさせていただいております。

それからその 3 つ下に、大竹駅周辺整備事業8,100万円がございます。こちらは物件補償費でございます。大竹駅周辺整備事業につきましては、国からの交付金で事業を行っておりますけれども、交付金の見込みに合わせて全体の調整も歳入のほうで行っております。歳入のほうを見ていただきますと、7 番目に社会資本整備総合交付金1,161万1,000円、それから17番目で、地方創生事業基金繰入金5,820万円、それからそのページの下から 3 番目に大竹駅周辺整備事業債がございますが、こちらのほうを財源としております。

再び歳出のほうに戻っていただければと思います。

歳出の下 2 つ、小学校・中学校の管理運営事業でございます。こちらは当初予算のほうにもございますけれども、文科省のギガスクール構想に対応いたしまして、ネットワークの整備を行うものと、つり天井の改修を行う予算となります。小学校につきましてはネットワークの整備に5,610万4,000円、つり天井の改修に495万円、中学校につきましてはネットワークの整備に5,092万3,000円、つり天井の改修に5,440万円を予定しております。こちらの歳入につきましては、歳入の上から 8 番目、9 番目、10 番目でございます。ネットワークの環境整備の国庫補助金等がございます。

また、歳入の最初のページの下から 2 つ目、小学校情報通信ネットワーク環境整備事業債、それから一番最後の中学校施設天井改修事業債まで、地方債の充当を予定しているものでございます。

歳入歳出予算については以上でございます。

続きまして、継続費の補正が次のページ、歳出の下のほうにもございますけれども、大竹駅周辺整備事業につきまして J R との協議によりまして総額は変更しておりませんけれども、年度割額を変更しております。

それから、次のページは繰越明許費の補正でございます。補正予算の時期等によりまして繰越をせざるを得ないもの、それから事業執行ができて年度内に完了しない見込みのものにつきまして、繰越明許費の設定をさせていただいております。

それから、次のページに債務負担行為の補正をさせていただいております。保育所の用務員等業務に要する経費など、新年度の当初から業務改修が必要なものにつきまして契約準備等を行うものでございます。

たくさんございますけれども、次のページの下から 5 番目にかき生育不良に係る漁業災

害特別対策資金に関する利子補給がございます。こちらの説明をさせていただきますと、令和元年8月からの高水温によりまして、かきの生育不良が発生をしております。こちらが県におきまして災害指定するということになっております。こちらにつきましては、損失等を市のほうが認定いたしますけれども、その損失割合が一定以上ある場合に、無利子貸し付けをできるようにしようということでございます。県と市で利子補給をして、実質無利子で貸し付けができるようにということにするものでございます。

それから、その下の地方債の補正につきましては、歳入歳出予算にあわせて全体の整理をするものでございます。

先ほど、ふるさと納税について、補正を12月と申し上げましたけれども、補正は9月でございました。申しわけございません。

説明を続けさせていただきます。

18ページになります。

議案第33号、令和元年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございます。こちらにつきましては歳入歳出予算の補正でございます。現計予算額に437万円を追加いたしまして、予算総額を36億285万5,000円とするものでございます。内容でございますけれども、療養給付費等負担金等返還金437万円を計上するものでございます。財源といたしましては前年度繰越金と、国民健康保険の財政調整基金からの繰り入れを予定しております。

それから、その次、議案第34号、令和元年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第3号）でございます。債務負担行為の補正でございます。認知症初期集中支援推進等に要する経費でございますけれども、国の基準が変更されましたので、それに伴いまして債務負担行為の限度額の引き上げを行うものでございます。

最後のページ、議案第35号、令和元年度大竹市工業用水道事業会計補正予算（第1号）でございます。こちらでございますけれども、一番下の資本的支出の予定額の補正をごらんいただきたいと思います。支出予定額に600万円を追加いたしまして、支出総額を5億4,171万1,000円とするものでございます。支出するものは建設改良費で600万円でございますけれども、岩国大竹道路の工事に伴いまして、排水管の移設の工事がございましたけれども、そちらについて追加の費用が生じるものでございます。歳入といたしまして、負担金210万円を予定しておりましたけれども、不足する390万円につきまして、その上に補てん財源の補正がございますけれども、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額から54万6,000円、当年度分損益勘定留保資金から335万4,000円を充てるということでございます。

議案の概要につきましては以上でございます。取り扱いにつきましてよろしく願いいたします。

○児玉委員長 ありがとうございます。

ただいま説明がございましたが、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 質疑がないようですので、議案の取り扱いについて事務局から説明をお願い

します。

局長。

○田中議会事務局長 それでは、議案の取り扱いについて事務局案を御説明申し上げます。

議案の上程につきましては、申し合わせにより執行部の説明者ごとに一括したものとなっております。

議事日程に沿って取り扱いを説明してまいります。

まず、議案第 1 号から議案第12号に至る12件について一括して上程後、提案理由の説明を受けます。

議案第 1 号から議案第11号までの11件につきましては、令和 2 年度の当初予算案でございますので、こちらの取り扱いは後ほどの日程 4、予算特別委員会の設置についてにおきまして御説明させていただきます。

議案第12号につきましては、人事案件のため委員会への付託を省略し即決と考えております。

議案第13号から議案第30号に至る 9 件でございますが、一括上程し、提案理由の説明を受け、全て総務文教委員会へ付託。次に、議案第17号から議案第29号に至る 4 件でございますが、一括上程し、提案理由の説明を受け、全て生活環境委員会へ付託。次に、議案第22号から議案第31号に至る 4 件でございますが、一括上程し、提案理由の説明を受け、全て生活環境委員会へ付託。次に、議案第23号でございますが、こちらは提案理由の説明を受け、生活環境委員会へ付託。次に、議案第26号及び議案第35号の 2 件につきましては、一括上程し、提案理由の説明を受け、いずれの議案も生活環境委員会へ付託と考えております。続きまして、議案第32号から議案第34号の 3 件でございます。こちらは一括上程後、提案理由の説明を受けまして、議案第32号は総務文教委員会に付託、議案第33号及び議案第34号の 2 件につきましては、生活環境委員会へ付託と考えております。

以上でございます。

○児玉委員長 ただいま事務局から説明がありましたが、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 質疑なしと認めます。

それでは、お諮りいたします。

事務局案のとおり決して御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

続きまして、日程 2、一般質問及び総括質疑についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

局長。

○田中議会事務局長 今回の一般質問及び総括質疑は、申し合わせにより代表制はとらず、全員質問時間は 1 時間となります。通告期限は、3 月定例会においては本会議初日、予定では 3 月 3 日火曜日の 9 時30分まででございます。本会議の散会后、議長室において発言順の抽せんを行うことになろうかと考えております。一般質問及び総括質疑が行われる予

定の3月10日の火曜日でございますが、この本会議までの間には常任委員会、特別委員会などの開催もございます。執行部においては答弁の作成など、時間的に厳しいと考えられますので、早目に通告をしていただきたいと思います。また、通告期限前にヒアリングを済ませておくこともできますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○児玉委員長 ただいまの説明につきまして、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 質疑等ないようでございますので、事務局の説明のとおり進めさせていただきます。

私のほうからも通告期限前のヒアリングへの御協力をお願いさせていただきたいと思えます。

続きまして、日程3、会期決定についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

局長。

○田中議会議務局長 3月定例会の会期でございますが、3月3日から3月27日までの25日間を考えております。

会期日程の案をごらんいただきたいと思います。

本会議を3月3日に開会し、会期決定、当初予算説明、一般議案の上程、付託をしまして散会。3月9日までを休会ということで考えております。委員会審査につきましては、3月3日の本会議終了後及び4日に常任委員会を、慣例でまいりますと3日に総務文教委員会、4日に生活環境委員会になろうかと考えておりますが、今回は、正副議長、正副議長運委員長への議案事前説明の際に、付託議案の件数等の関係上、生活環境委員会を3月3日に、総務文教委員会を3月4日に開催する旨の御提案をいただいております。次に、5日に基地周辺対策特別委員会、終了後、議会改革特別委員会の開催と考えております。翌週、3月10日火曜日、10時から本会議、11日水曜日を本会議予備日とし、一般質問及び総括質疑を行います。また、一般議案（常任委員会付託議案）の委員長報告、質疑、討論、採決を行い、本会議を散会いたします。本会議最終日は3月27日金曜日とし、3月定例会の閉会と考えております。以上、日程について御調整をお願いいたします。

なお、予算特別委員会関係の日程等は、後ほどの日程4において合わせて説明させていただきます。

以上です。

○児玉委員長 ただいま事務局から説明がございましたが、日程について質疑、御意見はございませんか。

このたびの常任委員会は、3月3日に生活環境委員会、次に、3月4日総務文教委員会という提案としておりますので御留意ください。

それでは、日程調整に入らせていただきたいと思います。

各委員長よろしいでしょうか。

〔「意義なし」と呼ぶ者あり〕

○**児玉委員長** ただいま日程調整をさせていただきましたのでお諮りいたします。

会期につきましては、3月3日から3月27日までの25日間とし、3月3日火曜日、午前10時から本会議、その終了後に生活環境委員会を開催。3月4日水曜日、午前10時から総務文教委員会を開催。3月5日木曜日、午前10時から基地周辺対策特別委員会を、その終了後、議会改革特別委員会を開催いたします。今定例会では、3月10日火曜日に中日を設け、一般質問及び総括質疑と議案審査報告等に充て、予備日を11日水曜日とします。本会議最終日は27日金曜日、午前10時から開催いたします。

以上の日程でございます。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**児玉委員長** 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

続きまして、日程4、予算特別委員会の設置についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

局長。

○**田中議会事務局長** それでは、予算特別委員会の設置につきまして、審査日程、資料要求等の件と合わせまして御説明いたします。

令和2年度の当初予算については、先ほど議員全員協議会で説明のありました議案第1号から議案第11号に至る11件でございます。こちらについては、先ほど決定いただきましたように、本会議初日の3月3日で上程、説明を受けた後、本会議中日に議事を継続し、一般質問及び総括質疑の形で審議いただいた後、まず、議長が委員8人で構成する予算特別委員会の設置及び付託を諮りまして、続いて委員の指名を行うことを考えております。

なお、慣例により寺岡副議長は予算特別委員会に出席し、発言できることになっております。予算特別委員予定者はサイドボックスの議会運営委員会フォルダに掲載の資料のとおりでございますので、後ほど御確認をお願いいたします。また、11日水曜日、本会議予備日ではありますが、散会後に予算特別委員会の正副委員長の互選をいたすことになろうかと考えております。

次に、審査日程でございます。3月16日月曜日から18日水曜日までの3日間と、予備日を23日の月曜日とし、予備日を入れ4日間と考えております。そして、3月27日金曜日、本会議最終日でございますが、予算議案の委員長報告、質疑、討論、採決を行います。

続きまして、予算資料の要求について御説明いたします。

審査をより充実したものとするため、予算特別委員に指名されることが予定されている議員からの資料要求を事前に執行部に連絡し、要求に沿った資料を作成してもらい、配付をするということになろうかと思っております。先ほど、議員全員協議会におきまして、令和2年度の各会計の当初予算案の説明を受けましたので、3月3日火曜日、本会議初日でございますが、ここまでの期間を熟読期間としております。予算特別委員の予定者におかれましては、3月3日の正午までに資料要求を文書及び電子データにて議会事務局に御提出いただきたいと思います。

資料につきましては、本会議中日の終了後、予定では3月11日水曜日、予算特別委員会で正副委員長を互選した後、要求された趣旨に沿って作成されているかどうかを確認して

いただきます。要求通りであれば、そのまま審査に御活用いただきますが、修正が必要であれば、16日月曜日以降の予算特別委員会の審査当日に再提出を受けることになろうかと思えます。各委員におかれましては、あらかじめ確認を要する資料であると考えられるものでございましたら、事前に確認を済ませておいていただければと考えております。

以上でございます。

○児玉委員長 ただいま事務局から予算特別委員会の設置と日程等に関しまして、説明がございました。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 ないようでございますので、お諮りいたします。

まず、3月11日木曜日の本会議（予備日）一般質問及び総括質疑の後、予算特別委員会を設置し、その終了後、正副委員長を互選。審査日は3月16日月曜日から18日水曜日の3日間、また予備日を23日月曜日として予算審査を行います。そして、3月27日金曜日の本会議最終日、予算委員長報告、質疑、討論、採決。以上の日程でございます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 御異議ないようでございます。それでは、そのように決定させていただきます。

なお、事務局からの説明にもありましたように、予算特別委員予定の議員におかれましては資料要求について、3月3日正午までに文書及び電子データにより議会事務局に提出していただきますようお願いいたします。

各派の代表または一人会派の代表におかれましては、各会派所属の議員に御周知をお願いいたします。このような取り扱いは予算特別委員会における審査を充実するためでございますので、要求漏れがないよう特によりしくをお願いいたします。

続きまして、日程5、議員派遣についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

局長。

○田中議会事務局長 それでは、議員派遣について御説明をいたします。

資料といたしましては、議員派遣について（案）という1枚ものがございます。対象は1件でございます。

第146回中国市議会議長会定期総会が福山市で令和2年4月23日、24日の2日間でございます。これに正副議長が出席するのですが、寺岡副議長の出席が議員派遣の対象となります。議長の出席は議会の代表権を持って出席いたしますので、議員派遣の手続は必要ございません。最終日にこちらの表を配付いたしまして、即決ということで考えております。

以上でございます。

○児玉委員長 事務局から説明がございましたが、この件につきまして質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 それでは、お諮りいたします。

議員派遣につきまして事務局の説明のとおり本会議で手続を行うことで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**児玉委員長** 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

次に、日程 6、その他でございます。会議での発言についての項目でございますが、本件につきましては、寺岡副議長より事前に申し出がございました事項でございます。

寺岡副議長から御説明をお願いいたします。

副議長。

○**寺岡副議長** 委員長から発言の御許可をいただきました。ありがとうございました。

委員会なり本会議で発言の際に、議員の皆さんそれぞれ挙手をしてから委員長、議長より指名を受けて発言をしておられます。皆さん方ルールを守っていただいていると思うんですが、質疑や討論の時間の場合は、それらに関した発言内容であるのはわかります。ただ、そうでない議事進行のさなか、挙手をされても何について発言をされるのかわかりかねる場面があります。特に本会議の場合は、発言について事前に通告をすることになっておりますが、それすらない場合、発言の内容がタイミングにふさわしいものかどうか計りかねる場面があります。中身が動議なのか運営についての提案であるのか、また、予定していた議題とは全く関係のないケースもあるようでございます。議事の進行を円滑に行うためにも、事前通告の改めての徹底と、やむを得ず急遽の発言が必要だと考える場合には、まず、冒頭に発言の目的を明確にしてから、議長なり委員長の許可に基づいて本論に入っていただけるよう、議員各位には御協力、御理解いただきますようどうぞよろしくお願いをいたします。

以上です。

○**児玉委員長** ただいま寺岡副議長から説明、提案がございました。発言については各委員におかれましても、それぞれお考え、認識があらうかと存じますが、まずは、規則を改めて確認しておきましょうという御提案かと思います。皆様におかれましては、御留意のほどよろしくお願いします。

続いて、事務局から連絡事項がございますのでお願いいたします。

局長。

○**田中議会事務局長** さきの令和元年第 4 回 12 月定例会の会議録の配付に関して連絡がございます。現在、本会議録を作成中でございますが、12 月 17 日本会議最終日におきまして、発言内容の取り消しの要求がございました件に関しまして、作業等に時間を要しております。従前より配布がおくれる見込みとなっております。御了解、御了承のほどいただければと存じます。よろしくお願いいたします。

以上です。

○**児玉委員長** 事務局からの会議録に関する御連絡でございました。

会派の代表または一人会派の代表におかれましては、各会派所属の議員に御周知をお願いいたします。

それでは、以上で日程は全部終了しました。

(2 . 2 . 25)

これをもちまして議会運営委員会を閉会いたします。御苦労さまでした。

11時57分 閉会